

議第81号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月21日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、知的障害者及び発達障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）」及び「、知的障害者に関する相談、指導等及び発達障害者に関する相談、支援等」を削り、「京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910番地の25」を「京都市中京区壬生東高田町1番地の20」に改め、同条第9項から第12項までを削り、同条第13項中「第9号」を「第7号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第14項を第10項とし、第15項を第11項とし、第16項を第12項とする。

第2条第4号中「第12条第2項及び第3項」を「第12条第3項及び第5項」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第3条第2項第1号中「第9号」を「第7号」に改める。

第5条の見出し及び同条第2項中「入所定数」を「利用定員」に改める。

第7条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2条第8号」を「第2条第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第1項、第2項及び第4項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第2条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に次の

2項を加える。

11 センターには、次条第2号、第3号、第5号及び第7号に掲げる事業を行うための施設を置く。

12 前項の施設の名称は、京都市児童発達支援センターこぐま園とする。

第3条第1項中「京都市児童療育センター」の右に「及び京都市児童発達支援センターこぐま園」を加え、「療育センター」を「療育センター等」に改め、同条第2項第2号中「療育センター」を「療育センター等」に改める。

第6条第2項中「療育センター」を「療育センター等」に改める。

#### 附 則

この条例は、各規定につき市規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2条第4号及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

京都市児童福祉センターの位置を変更する等の必要があるので提案する。